

(平成24年9月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立期間②のうち、平成15年4月1日から16年9月1日までの期間及び17年12月1日から18年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年4月から16年8月までは36万円、17年12月から18年8月までは34万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成16年9月1日から17年12月1日までの期間及び18年9月1日から21年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、16年9月から同年11月までは34万円、同年12月から17年11月までは32万円、18年9月から19年10月までは34万円、同年11月から21年1月までは36万円、同年2月は34万円、同年3月から同年8月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年10月1日から14年8月1日まで
② 平成15年4月1日から21年9月1日まで

私は、A社に勤務しているが、申立期間①及び②について、オンライン記録の標準報酬月額が給与から控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低く記録されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立期間②のうち、平成15年4月から16年8月までの標準報酬月額については、当初36万円と記録されていたが、16

年2月9日付けで、15年4月1日に遡って20万円に引き下げられていること、及び申立期間②のうち、17年12月から18年8月までの標準報酬月額については、当初34万円と記録されていたが、同年1月12日付けで、17年12月1日に遡って20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人と同様に平成16年2月9日付けで15年4月1日に遡って標準報酬月額が引き下げられている同僚が18人、及び18年1月12日付けで17年12月1日に遡って標準報酬月額が引き下げられている同僚が24人確認できる。

さらに、申立事業所は、滞納処分票により、当該遡及訂正処理当時において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

加えて、B市から提出された市県民税所得・課税証明書において確認できる平成15年から18年までの給与支給額に市県民所得税の課税対象外である通勤手当（月額2万4,000円）を加えて試算した申立人の報酬月額は、16年2月9日付け及び18年1月12日付け遡及訂正処理により決定された標準報酬月額（20万円）と大きく乖離^{かいり}している上、当該遡及訂正処理前の標準報酬月額とほぼ同額となっている。

これらの事実を総合的に判断すると、平成16年2月9日付け及び18年1月12日付けで行われた遡及訂正処理は事実^{じじつ}に即したものと^は考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている15年4月1日から16年9月1日までの期間及び17年12月1日から18年9月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た15年4月から16年8月までは36万円、17年12月から18年8月までは34万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間②のうち、平成16年9月1日から17年12月1日までの期間及び18年9月1日から21年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書、申立事業所が保管している申立人の賃金台帳及びB市から提出された市県民税所得・課税証明書等において確認又は推認できる保険料控除額から、16年9月から同年11月までは34万円、同年12月から17年11月までは32万円、18年9月から19年10月までは34万円、同年11月から21年1月までは36万円、

同年2月は34万円、同年3月から同年8月までは36万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、申立事業所から提出された平成17年12月随時改定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更訂正届及び同訂正理由書が保存されている上、給与明細書等において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

3 一方、申立期間①については、社会保険事務所が申立人の標準報酬月額の記録を遡及して取消し又は訂正した形跡は見当たらない。

また、申立人は、当該期間に係る給与明細書を所持しておらず、事業主も当該期間に係る賃金台帳等の資料を保存していない上、B市は、平成14年以前の市県民税の課税の基礎となる所得金額等の資料を保存していないことから、申立人の報酬月額及び保険料控除額を確認又は推認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①において、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成15年4月1日から16年9月1日までの期間及び17年12月1日から18年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年4月から同年8月までは41万円、同年9月から16年8月までは44万円、17年12月から18年8月までは41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成16年9月1日から17年12月1日までの期間、18年9月1日から20年9月1日までの期間及び同年10月1日から21年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、16年9月から同年11月までは41万円、同年12月から17年11月までは44万円、18年9月から19年11月までは41万円、同年12月は44万円、20年1月及び同年2月は36万円、同年3月から同年8月まで、同年10月及び同年11月は41万円、同年12月は44万円、21年1月は41万円、同年2月は36万円、同年3月から同年8月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月1日から21年9月1日まで

私は、A社に勤務しているが、申立期間について、オンライン記録の標準報酬月額が給与から控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低く記録されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立期間のうち、平成15年4月から同年8月

までの標準報酬月額については、当初 41 万円、同年 9 月から 16 年 8 月までの標準報酬月額については、当初 44 万円と記録されていたが、16 年 2 月 9 日付けで、15 年 4 月 1 日に遡っていずれも 20 万円に引き下げられていること、及び申立期間のうち、17 年 12 月から 18 年 8 月までの標準報酬月額については、当初 41 万円と記録されていたが、同年 1 月 12 日付けで、17 年 12 月 1 日に遡って 20 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人と同様に平成 16 年 2 月 9 日付けで 15 年 4 月 1 日に遡って標準報酬月額が引き下げられている同僚が 18 人、及び 18 年 1 月 12 日付けで 17 年 12 月 1 日に遡って標準報酬月額が引き下げられている同僚が 24 人確認できる。

さらに、申立事業所は、滞納処分票により、当該遡及訂正処理当時において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

加えて、B 市から提出された市県民税所得・課税証明書において確認できる平成 15 年から 18 年までの給与支給額に市県民所得税の課税対象外である通勤手当（月額 2 万 4,000 円）を加えて試算した申立人の報酬月額は、16 年 2 月 9 日付け及び 18 年 1 月 12 日付け遡及訂正処理により決定された標準報酬月額（20 万円）と大きく乖離^{かいり}している上、当該遡及訂正処理前の標準報酬月額とほぼ同額となっている。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 16 年 2 月 9 日付け及び 18 年 1 月 12 日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている 15 年 4 月 1 日から 16 年 9 月 1 日までの期間及び 17 年 12 月 1 日から 18 年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 15 年 4 月から同年 8 月までは 41 万円、同年 9 月から 16 年 8 月までは 44 万円、17 年 12 月から 18 年 8 月までは 41 万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間のうち、平成 16 年 9 月 1 日から 17 年 12 月 1 日までの期間、18 年 9 月 1 日から 20 年 9 月 1 日までの期間及び同年 10 月 1 日から 21 年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書、申立事業所が保管している申立人の賃金台帳及び B 市から提出された市県民税所得・課税証明書等において確認又は推認

できる保険料控除額から 16 年 9 月から同年 11 月までは 41 万円、同年 12 月から 17 年 11 月までは 44 万円、18 年 9 月から 19 年 11 月までは 41 万円、同年 12 月は 44 万円、20 年 1 月及び同年 2 月は 36 万円、同年 3 月から同年 8 月まで、同年 10 月及び同年 11 月は 41 万円、同年 12 月は 44 万円、21 年 1 月は 41 万円、同年 2 月は 36 万円、同年 3 月から同年 8 月までは 41 万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、申立事業所から提出された平成 17 年 12 月随時改定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更訂正届及び同訂正理由書が保存されている上、給与明細書等において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 20 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、申立人が所持している給与明細書及び申立事業所が保管している賃金台帳により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と比べて低額であることが確認できることから記録の訂正は行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和35年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月30日から同年5月1日まで

私は、A事業所からB社C事業所（現在は、B社）に異動しているが、そのときの厚生年金保険の被保険者記録は、A事業所の資格喪失日が昭和35年4月30日、同社C事業所の資格取得日が同年5月1日となっているため、1か月の空白期間が生じている。

しかし、私は、申立期間も継続してB社に勤務しており、厚生年金保険被保険者期間に空白があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録（異動歴情報）及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和35年5月1日にA事業所から同社C事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和35年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の資料が無いため不明である。」としているが、事業主が資格喪失日を昭和35年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、

事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和35年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月30日から同年5月1日まで

私は、A事業所からB社C事業所（現在は、B社）に異動しているが、そのときの厚生年金保険の被保険者記録は、A事業所の資格喪失日が昭和35年4月30日、同社C事業所の資格取得日が同年5月1日となっているため、1か月の空白期間が生じている。

しかし、私は、申立期間も継続してB社に勤務しており、厚生年金保険被保険者期間に空白があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和35年5月1日にA事業所から同社C事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和35年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の資料が無いため不明である。」としているが、事業主が資格喪失日を昭和35年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、

事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和35年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月30日から同年5月1日まで

私は、A事業所からB社C事業所（現在は、B社）に異動しているが、そのときの厚生年金保険の被保険者記録は、A事業所の資格喪失日が昭和35年4月30日、同社C事業所の資格取得日が同年5月1日となっているため、1か月の空白期間が生じている。

しかし、私は、申立期間も継続してB社に勤務しており、厚生年金保険被保険者期間に空白があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録（異動歴情報）及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和35年5月1日にA事業所から同社C事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和35年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の資料が無いため不明である。」としているが、事業主が資格喪失日を昭和35年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、

事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 9 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月から 50 年 3 月まで

私は、申立期間は、A 市の実家で自営業を営む両親と同居しており、私の国民年金の加入手続は、私が 20 歳となった昭和 47 年頃に私の母親（故人）が行ってくれ、申立期間の国民年金保険料は、家族全員（申立人、申立人の両親及び妹の 4 人）の保険料を納付していた母親が、実家に立ち寄っていた A 信用金庫 B 支店の職員又は地区の集金人に納付していた記憶があるので、申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続は、昭和 47 年頃、母親が行ってくれたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び A 市が保管している申立人の国民年金被保険者資格の取得に係る異動連絡票により、51 年 3 月 22 日に A 市で払い出されており、同日に加入手続が行われたと推認される上、申立人の被保険者資格の取得日は、申立人が 20 歳に到達する 47 年*月*日まで遡ったことが確認でき、申立内容と符合しない。

また、上記加入手続時点では、申立期間のうち、昭和 47 年 9 月から 48 年 12 月までの保険料は、制度上、時効により納付できず、49 年 1 月から 50 年 3 月までの保険料は過年度納付が可能であるが、A 市が保管している被保険者名簿において、申立期間の保険料は未納と記録されており、申立人の特殊台帳及びオンライン記録と一致している。

さらに、申立人の妹の手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号と連番で払い出されていることから、申立人と妹の国民年金の加入手続は同日（昭和 51 年 3 月 22 日）に行われたと推認される上、母親が申立人と同様に保険料

を納付していたとする妹の納付記録は、被保険者名簿において、申立人と同様に当該手続時点で過年度（昭和50年1月から同年3月まで）となる保険料は未納となっており、このことについて妹は、「私がC県からA市に帰って働き出した昭和50年4月から、母が私の保険料を納付してくれたものと思っている。」と回答している。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に死亡しているため、申立期間に係る保険料の納付状況を確認することができない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間の保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び④について、船員保険被保険者として船員保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 11 月 7 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 25 年 12 月 11 日から 26 年 3 月 5 日まで
③ 昭和 26 年 3 月 16 日から同年 5 月 7 日まで
④ 昭和 27 年 3 月 17 日から同年 3 月 26 日まで

私の夫が所持していた船員手帳によると、夫は、申立期間①及び③においてはA社が所有するB丸に給仕として、申立期間②においてはC社D支社（現在は、E社）が所有するF丸に調理手として、申立期間④においてはG社（現在は、H社）が所有するI丸に司厨長として乗船していたことが確認できるのに、当該期間の船員保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、申立人が所持する船員手帳の記録から、申立人がA社のB丸に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、前述の船員手帳に記載されている船長2人は、A社のB丸に係る船員保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できるが、連絡先は不明である上、同社は昭和49年10月1日に解散しており、申立人に係る船員保険の加入状況及び保険料控除について確認できない。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間①又は③に被保険者記録が確認できる者のうち連絡先が判明した8人に照会し5人から回答を得たが、申立人に係る船員保険の加入状況及び保険料控除に関する供述は得ら

れない。

さらに、A社に係る被保険者名簿（前述の被保険者名簿を含む。）において、申立期間①及び③の期間に申立人の名前は見当たらず、整理番号の欠番も無い。

- 2 申立期間②について、申立人が所持する船員手帳の記録から、申立人がC社D支社のF丸に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、前述の船員手帳に記載されている船長は、C社D支社の「F丸予備員」に係る船員保険被保険者名簿及び同社同支社の記号化後の船名別になっていない被保険者名簿において被保険者記録が確認できるが、既に死亡しており、申立人に係る船員保険の加入状況及び保険料控除を確認できない。

また、E社は、「現在残っているC社D支社の名簿に申立人の名前が無いため、申立人の勤務実態、船員保険に係る届出及び保険料控除については不明である。」と回答している。

さらに、C社D支社のF丸及び「F丸予備員」に係る被保険者名簿において、被保険者資格を取得している者のうち連絡先が判明した5人、及び前述の記号化後の被保険者名簿において、昭和25年10月1日から26年3月31日までに被保険者資格を取得している者のうち連絡先が判明した6人の計11人に照会し9人から回答を得たが、申立人に係る船員保険の加入状況及び保険料控除に関する供述は得られない。

- 3 申立期間④について、申立人が所持する船員手帳の記録から、申立人がG社（現在は、H社）のI丸に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、前述の船員手帳に記載されている船長は、既に死亡しており、ほかにI丸に乗船していた者は不明であるため、申立人に係る船員保険の加入状況及び保険料控除について確認できない。

また、船舶所有者名簿にG社の名前は見当たらず、前述の船長にも申立期間④に係る船員保険の被保険者記録は無いことから、申立期間④において、申立人が船員保険被保険者として保険料を給与から控除されていたとは考え難い。

さらに、H社は、「申立人の勤務実態及び船員保険の適用については不明である。」と回答している。

- 4 なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法に基づき、海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働契約の適法性を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

このほか、申立期間①、②、③及び④に係る船員保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。